

# 感染者数が増えています～新型コロナウイルスワクチン接種がまだお済みでない方は早めの接種をご検討ください～

## ●3回目接種について

10代～30代の若い世代は、他の世代と比べて3回目接種率が低い状況です。区では接種希望の方が、速やかに接種できるよう、予約なしでの接種や夜間・休日の接種を実施していますので、ご活用ください。

また、3回目接種は、初回接種(1・2回目)と異なるワクチンを接種しても十分な効果と安全性が確認されています。ご自身のためにも早めのワクチン接種をご検討ください。



## ●4回目接種について

重症化予防効果に加え、入院予防効果も期待されています。接種券が届き次第、早めの予約、早めの接種をお願いします。

### 対象者が拡大されました

18歳以上の医療従事者等および高齢者施設等の従事者の方が、新たに4回目接種の対象となりました。接種券発行のための申請が必要となる場合があります。接種を希望される方は、右記二次元コードより発行申請をお願いします。

区HP「新型コロナワクチン4回目接種券の発行申請について」



## ●8月で終了する接種会場があります！接種を希望される方は早めの予約をお願いします！

たなかスポーツプラザは**8月7日(日)**をもって、花川戸一丁目施設・谷中防災コミュニティセンターは**8月28日(日)**をもって、接種が終了します。ぜひ早めの予約をお願いします。

## 武田社ワクチン（ノバックス）の接種会場を開設します

武田社ワクチン（ノバックス）を使用した接種会場を開設し、**1～3回目**の接種を実施します（本ワクチンは4回目接種には使用できません）。武田社ワクチン（ノバックス）は、すでにB型肝炎などで実用化され広く接種が行われている「組換えタンパクワクチン」という種類です。

※ファイザー社・モデルナ社のワクチンは「mRNAワクチン」というもので、種類が異なります。

- ▷対象者 18歳以上の方（区の開設する会場では、12～17歳への接種には対応していません）
- ▷接種間隔 1・2回目接種 1回目接種後、原則3週間後の同じ曜日に2回目接種  
3回目接種 2回目接種後、6か月以上経過
- ▷接種日 8月5日(金)から毎週金曜日（各日10人程度）
- ▷会場（所在地） 永寿総合健診・予防医療センター（東上野3-3-3 プラチナビル2階）
- ▷予約方法 電話のみ **TEL 03-3833-7351**※会場直接の予約となりますので、ご注意ください。

※医師が医学的見地から、接種を受けることが困難であると判断した場合等、何らかの理由で接種が困難であった方は、武田社ワクチン（ノバックス）を接種できる可能性があります。かかりつけ医等にご相談ください。  
※東京都が設置した会場でも接種を行っています。

### 問合せ

●台東区コロナワクチン 相談専用ダイヤル  
（午前9時～午後6時、土・日曜日・祝日も対応） **TEL 03-6834-7410**

●厚生労働省新型コロナワクチン コールセンター  
（午前9時～午後9時、土・日曜日・祝日も対応） **TEL 0120-761-770**

※上記は、7月28日時点の情報に基づき作成しています。

## 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯(家計急変世帯)へ臨時特別給付金を支給しています(要申請)

- ▷給付額 1世帯あたり10万円（住民税非課税世帯に対する給付金との重複支給はできません）
- ▷対象 世帯全員が新型コロナウイルスの影響を受けて、4年1～9月の収入が減少し、世帯員それぞれの収入が住民税非課税相当となった世帯  
※住民税が課税されている方の扶養親族のみで構成されている世帯は対象外です。
- ▷申請期限 **10月31日(月)**（消印有効）
- ▷申請方法 申請書類に必要事項を記入し、必要書類とともに郵送でご提出ください。  
※申請書類等は区HP（下記二次元コード）からダウンロードするか、下記コールセンターへお問合せください。



### ▷給付金判定方法のイメージ

4年1～9月の減収した月（申請する対象月）の収入を12倍し、年収換算した金額が、下表の非課税相当限度額以下の場合、給付対象となる可能性があります。

家族構成例	非課税相当限度額	
	収入額ベース	所得額ベース
単身または扶養親族がいない	100.0万円	45.0万円
配偶者・扶養親族（計1人）を扶養している	156.0万円	101.0万円
配偶者・扶養親族（計2人）を扶養している	205.7万円	136.0万円
配偶者・扶養親族（計3人）を扶養している	255.7万円	171.0万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親 ※2人以上扶養している場合は、上記の限度額を適用します。	204.3万円	135.0万円

### ▷該当する場合の具体例

（例）世帯主（課税）が配偶者（非課税）・子（非課税）を扶養している世帯  
新型コロナウイルスの影響で、世帯主の4年5月の収入が減少しました（20万円→16万円）。この場合、支給対象となりますか？

- （手順1）5月分の月収を年収換算→16万円×12か月=192万円
- （手順2）「給付金判定方法のイメージ」（左表）を確認→2人扶養している  
ので、「205.7万円」が収入額ベースでの非課税相当限度額
- （手順3）手順1・2の金額を比較→支給対象（192万円≦205.7万円）

### ▷よくある質問

- （Q1）定年退職や扶養の増加、介護や育児による休業、離婚等が原因で家計が急変した場合も申請できますか？
- （A1）新型コロナウイルス感染症と関係ない理由により収入が減少した場合は、本給付金の対象になりません。
- （Q2）今年に入って失業し、再就職先が見つからない場合、対象となりますか？
- （A2）新型コロナウイルス感染症の影響により、再就職先が決まらない等の理由であれば、申請対象となります。
- （Q3）アルバイトで生計を立てていますが、シフトが減り、収入が減少しました。対象となりますか？
- （A3）収入が減少した理由が新型コロナウイルス感染症の影響によるものであれば、対象となります。

▷問合せ 台東区住民税非課税世帯等臨時特別給付金コールセンター（午前8時30分～午後5時15分、土・日曜日・祝日を除く）  
**TEL 0120-000-573**



※詳しくは、区HP（上記二次元コード）をご覧ください。

## お知らせ

ホテル・コンシェルジュ等文化体験・観光施設視察ツアーへの参加事業者募集

▷日程 11月1日(火)

- ▷対象 ものづくりや文化体験などの内容説明、実演を実施してもらえる区内体験事業者等
- ▷申込方法 区HP（下記二次元コード）から申込み
- ▷申込締切日 8月23日(火)
- ▷問合せ 観光課 **TEL (5246) 1151**



## 弁護士による日曜法律相談を開催します（予約制）

- ▷日時 9月11日(日)午後1時～4時（1人25分）
- ▷場所 区役所1階区民相談室
- ▷対象 区内在住か在勤（学）の方
- ▷定員 10人（先着順）
- ▷相談方法 面談、電話またはオンライン

- ▷申込方法 電子申請か下記問合せ先へ  
※詳しくは、区HPをご覧ください。
- ▷申込期間 8月10日(水)～9月7日(水)
- ▷申込み・問合せ ぐらしの相談課区民相談室 **TEL (5246) 1025**

